

公益社団法人全国大学保健管理協会北海道地方部会保健師・看護師分科会運営規約一部改正

【改正理由】

名称を省略せずに記載し、組織の円滑な運営のため必要な修正を行うとともに、幹事の役割とスタディ・グループについて明記し、「運営委員会」を新たに組織するため、所要の改正をおこなうものである。

新 旧 対 照 表

(下線部分は訂正箇所を示す)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">公益社団法人全国大学保健管理協会 北海道地方部会保健師・看護師分科会運営規約</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>公益社団法人</u> 全国大学保健管理協会北海道地方部会 (以下「地方部会」という。) 規約第 11 条の規定に基づき、地方部会に保健師・看護師分科会 (以下「保看会」という。) を設ける。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(総会)</p> <p>第 4 条 総会は、毎年 1 回代表幹事が招集し、その議長となる。</p> <p>ただし、代表幹事が必要と認めた場合は臨時に総会を召集することができる。</p> <p>2 総会は、保看会の業務及び運営に関する重要事項を決定する。</p> <p>3 総会は、過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。ただし、当該議事につき書面または電磁的記録により、あらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第 5 条 保看会の運営を円滑に行なうため、幹事会を置く。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(社)</u> 全国大学保健管理協会 北海道地方部会保健師・看護師分科会運営規約</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>(社)</u> 全国大学保健管理協会北海道地方部会 (以下「地方部会」という。) 規約第 11 条の規定に基づき、地方部会に保健師・看護師分科会 (以下「保看会」という。) を設ける。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(総会)</p> <p>第 4 条 総会は、毎年 1 回代表幹事が招集し、その議長となる。</p> <p>ただし、代表幹事が必要と認めた場合は臨時に総会を召集することができる。</p> <p>2 総会は、保看会の業務及び運営に関する重要事項を決定する。</p> <p>3 総会は、過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。ただし、当該議事につき書面<u>をもって</u>、あらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第 5 条 保看会の運営を円滑に行なうため、幹事会を置く。</p>

<p>2 幹事会は、代表幹事1名、副代表幹事1名、会計幹事1名、幹事若干名を置くことができる。幹事は輪番制とし、総会で決定する。</p> <p>3 代表幹事等の役割については幹事会内で決める。</p> <p>4 幹事の任期は、保看会の事業年度に準じ1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 幹事及び会計監査は地方部会代表世話人が委嘱する。</p> <p>6 幹事会は、毎年1回以上代表幹事が招集し、その議長となる。ただし、代表幹事が必要と認めた場合は、臨時に招集することができる。</p> <p>7 幹事会は、過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。ただし、当該議事につき書面または電磁的記録により、あらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。</p> <p>8 <u>地方部会研究集会の当番校の会員は幹事会会議にオブザーバーとして参加することができる。</u></p> <p><u>(幹事の役割)</u></p> <p>第6条 <u>幹事の役割は次のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>代表幹事は、保看会を代表し保看会の業務を総括する。</u></p> <p>3 <u>副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故がある場合は、その職務を代行する。</u></p> <p>4 <u>会計幹事は、保看会の会計処理業務に従事する。</u></p> <p>5 <u>前項以外の幹事は、各幹事の業務を補佐する。</u></p> <p><u>(スタディ・グループ)</u></p> <p>第7条 <u>スタディ・グループは大学保健業務の向上に寄与する調査・研究を行う。</u></p> <p>2 <u>スタディ・グループは立候補とし2名以上とする。</u></p>	<p>2 幹事会は、代表幹事1名、副代表幹事1名、会計幹事1名、幹事若干名を置く。幹事は輪番制とし、総会で決定する。</p> <p>3 代表幹事等の役割については幹事会内で決める。</p> <p>4 幹事の任期は、<u>10月から翌年9月までの1年</u>とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 幹事及び会計監査は地方部会代表世話人が委嘱する。</p> <p>6 幹事会は、毎年1回以上代表幹事が招集し、その議長となる。ただし、代表幹事が必要と認めた場合は、臨時に招集することができる。</p> <p>7 幹事会は、過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。ただし、当該議事につき書面<u>をもって</u>、あらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

3 任期は1年とし、再任を妨げない。但し、再任は最長2年とする。

4 任命は総会で決議する。

(運営委員会)

第8条 保看会の運営にあたり必要があるときは、運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会は立候補とし2名以上とする。

3 運営委員会の設置および任命は総会で決議する。

4 運営委員会の任期は第5条第4項に準じ、再任を妨げない。但し、再任は最長3年とする。

5 運営委員会設置の目的が完了した場合は、幹事会の任期終了と同時に解散する。

6 運営委員会では次の各号に掲げる事項について調査、検討し立案する。

(1) 保看会の組織および運営に関し重要な事項について

(2) その他、幹事が必要と認めることについて

7 運営委員会が立案した事項は総会の承認を経て運用を開始する。

(会計監査)

第9条 保看会の運営が適正に行なわれるため、会計監査を置く。

2 会計監査は、2名を置き、幹事以外から選出し、総会で決定する。

3 会計監査の任期は、4月から翌年3月までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 幹事及び会計監査は地方部会代表世話人が委嘱する。

(新設)

(会計監査)

第6条 保看会の運営が適正に行なわれるため、会計監査を置く。

2 会計監査は、2名を置き、幹事以外から選出し、総会で決定する。

3 会計監査の任期は、4月から翌年3月までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 幹事及び会計監査は地方部会代表世話人が委嘱する。

(顧問)

第10条 保看会の代表幹事を2年以上勤めたものを、会の推薦があれば顧問にすることができる。また、必要に応じて幹事会への出席を要請することができる。

(運営費)

第11条 地方部会からの補助金およびその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第12条 保看会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、保看会の運営に対して必要な事項は、総会の議を経て幹事会がこれを定める。

(改正)

第14条 この規約の改正は、会員の3分の2以上が出席した総会において、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附 則

(略)

附 則 (令和3年8月26日改正)

この内規は 令和3年8月26日から施行する。

(顧問)

第7条 保看会の代表幹事を2年以上勤めたものを、会の推薦があれば顧問にすることができる。また、必要に応じて幹事会への出席を要請することができる。

(運営費)

第8条 地方部会からの補助金およびその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第9条 保看会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(新設)

(改正)

第10条 この規約の改正は、会員の3分の2以上が出席した総会において、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附 則

(略)